

令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要について

令和6年6月10日
独立行政法人情報処理推進機構

「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績を次のとおり公表します。

1. 令和5年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（令和5年2月24日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の有無を確認しました。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針において環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の調達については、民間賃貸ビルに入居しているため、独自に電気の供給を受ける契約をすることは困難な状況です。なお、自動車の賃貸借、船舶の調達、省エネルギー改修事業、建築物、産業廃棄物の処理に係る契約については、該当する業務の実績はありませんでした。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

今後も、基本方針に基づき、環境配慮契約の推進を図ります。